

虐待防止のための指針

1 虐待の防止に関する基本的考え方

医療法人厚生会在宅医療部の全ての事業所（以下「当事業所」という）では高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。（別表参照）

2 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

- (1) 当事業所では、虐待防止に努める観点から「虐待防止検討委員会（以下「委員会」という）を設置します。
- (2) 委員会の運営責任者は委員長（在宅医療部長）とし、事業所管理者を以って「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下「担当者」という）とします。
- (3) 関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります、加えて、当施設に併設して展開する事業または法人内別事業と連携して委員会を開催する場合があります。
- (3) 委員会の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。
- (4) 委員会は年に1回（6月）及び必要な都度開催します。
- (5) 委員会の議題は担当者が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。
 - ①委員会その他組織に関すること
 - ②虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ③虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑦再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3 虐待防止のための職員研修

- (1) 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。具体的には、次のプログラムにより実施します。
 - ①高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - ②高齢者権利擁護事業/成年後見制度の理解
 - ③虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ④早期発見・事実確認と報告などの手順
 - ⑤発生した場合の改善策
- (2) 研修は年1回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施します。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4 虐待またはその疑い（以下「虐待等」という）が発生した場合の対応方法

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村や警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 職員が、他の職員等による利用者への虐待を発見した場合には、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は時系列で概要を記録します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対する改善を求め、就業規則などに則り必要な措置を講じます。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待などが発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- (6) 事業所内で虐待などの発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。

(7) 必要に応じ関係機関や地域住民などに対して、説明、報告を行います。

6 成年後見制度の利用支援

利用者または家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- (2) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払います。
- (3) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

8 利用者等に対する当該指針の閲覧

利用者等はいつでも本指針を閲覧することができます。また、ホームページにおいていつでも閲覧が可能な状態とします。

9 その他虐待の防止の推進

3に定める研修会のほか、虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

(附則)

この指針は令和5年4月1日から施行する。